

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 45 条第 2 項	土地区画整理組合の解散の認可	市街地整備課

- 1 審査基準は、土地区画整理法第 4 5 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に基づくものとする。
- 2 標準処理期間は、15 日とする。